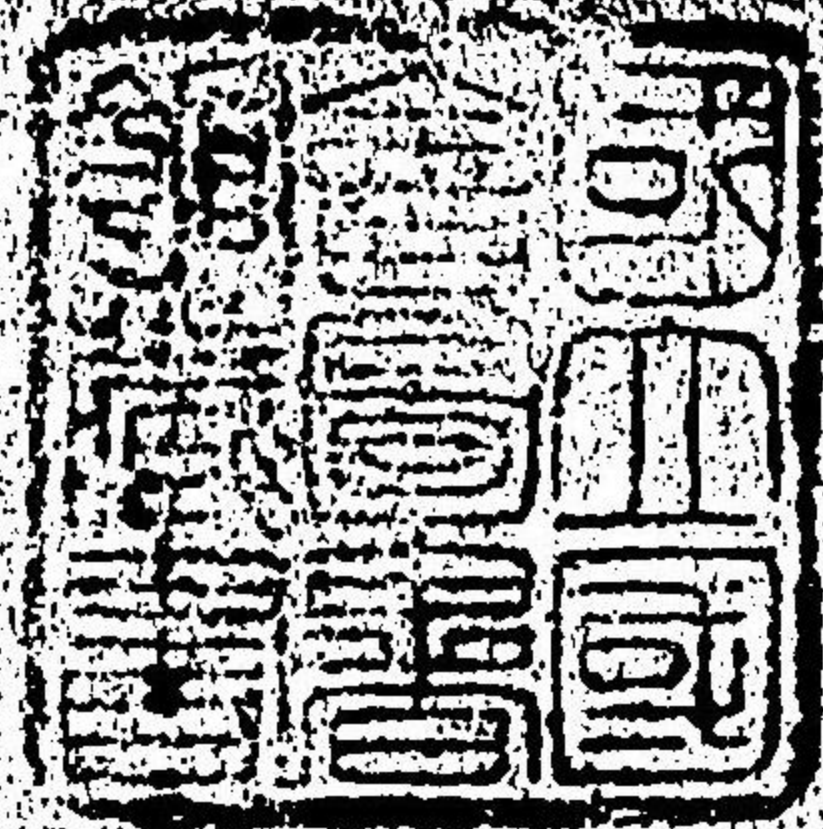


開知新編

九十

293.

H296k



338203

開知新編卷之九

東京

橋爪貫一 纂輯

英國自用品稅取立方有無の事

英國中自用品の諸品ハ、總て無稅たりと雖も、萬々
一自用品ノ事トセ、夥多の品物と輸出せらるルハ、
其段々本國の政府へ、け合て、所置せらるルハ、
又コンシユル以下の、附屬士官及ひ商人等、右同
様の取斗を、あはせ、其國在苗の公使へ懸合、其
品物ハ、運上河へ取上るの法則あり、

英國雇船の事

一バルク船

壹艘

但し三十噸積より、七十噸積ままでの、又一噸ハ我二百四十七貫八百目あり、故ル其大なる船ニ於テハ、海船同様ニ取扱ふといふ。

右の船を一日雇ふ賃銀ハ、六シルリンクより七シルリンク位より我金三兩二朱銀一匁五分あり由あり、

一ポント船

壹艘

但十噸より二十噸迄を積む由あり、尤も之ハ帆を用ひざる川船あり、

右川船を一日雇ふ廉の賃銀ハ、五シルリンク三匁我金又右の船を一週日七間雇ふハ、其賃銀一ポント三匁我金あり、志々レ之等ハ、通例の法にて、商人等ハ借切とりふいとあり、概畧路程ニ依テ雇船をふし、其賃銀ハ一噸の重さより一シルリンクより、ハシルリンク九匁我金より三匁一兩銀迄と拂ふ由あり、

一川蒸氣船

壹艘

但し荷物より、二百噸と積の人員あり、二百員位乗込とあり、

右と終日雇ふ片より、其賃銀十ホントより、二十ホント凡我金六十三兩と逆あり、

一 川船 壹艘

但し、五六人乗り

右ハ、西洋一時帆船間ニシルリ、シク凡我銀三枚と定むる由あり、

一 蒸氣乗合船

右ハフラツキフラエル橋より、倫敦橋まで一

人小付一ヘンス凡我銀七又倫敦橋よりクリ
ンウイツチキ一人二付、四ヘンス凡我銀此
乗合船ハ人員五六十と乗せるとあり、

英國港内各國船碇泊中取斗方の事

英國所領の地と於て、商買とあり、其地ハ私
と雖も、運上所のあり、地へ、商船碇泊する片ハ私
と通商する一ハ勿論、貿易品買入物等も、制禁を
きくも、右様の一あり、片二ハ、其地の役人より傳
信機と以、申通し、差圖と得て、以て、取斗ひとあり、
尤も萬々一、破船等も、欠乏品多く買入度申立

る片より其地の役々附添て買入方等とあり由
あり、
英國の諸港ハ、歐羅巴州中最も嚴重より、番人
も昼夜見廻り、別々夜中ハ、益々嚴多りたり、
各國破泊の軍艦も於てハ、其船の法則も随ふと
雖も商船も於てハ、何れも夜第九時より燈火と
消し、陸地も於てハ、萬点の燈火と照し、密商等の
不取締ふき様、精々心付る由あり、
波戸場の口々もハ、必は運上河と設け、國旗と建
て目標とし、前へ常小速望鏡とつけ置き、商船投

船より片よりハ、即時も士官一員、医師一員、端船と
以て、商船へ乗込、船主へ應對し、流行病の有無、其
他病人等も或は否と聞訊し、病者も分けハ、医師
ハ直に歸港し、士官ハ荷物の出納へ封印とふし、
諸荷物陸揚の亦む迄ハ、五日乃至十日多りとも、
右船中も止る居る由あり、尤も此士官の食料等
ハ、都て船中も取賄ふ、又此者交代とあり、
隨意ありと雖も、船中も明ける、
則り、
船中若し流行病等と煩ふ者、
片ハ即時も船

三四里沖合へ出以規則あり、之ハ其土地へ流
行病等の傳染と防除と爲ふリ
軍艦ハ高船とハ違チカハ港内ニ於ても尊敬し、商船
同様ニ、醫師士官も入港次第乗込ノも、虽も時宜
小随ヒ、食料ハ賄と受け、志シレ外國の軍艦系
れも多分ハ其内のコンシユル、其港ニ居留スる
故右の者等罷越諸事と取扱ふとリふ、
諸荷物等陸揚フ多陸卸スも、波戸場ノありてハ、決て
相成スる規則ありとも、空船ありハ何處の地よ
り上陸スるも、随意ありとリふ、

碇泊船乗込の者等、上陸スる萬々一乱妨ニ及ぶ
片ノハ、矢張居留人民等の乱妨、取押方ニ同シく、
時宜ニ寄ルハ、手荒ノの所業とふし、取押スるも、聊
ク差支ハあき由ナり、
但し、仮令軍艦の水夫火焚等ノも、同様の取
扱トとスるトリふ、

和蘭國港内各國船碇泊中取斗方の事
軍艦商船とも入港スる片ノハ、水先案内の者と
乗込スるも、勿論投錨次第來意尋問の爲ニ、士
官并ニ醫師と差遣スる等ハ、總て英吉利國同様の

規則あり

商船より荷物等と残り及エ、ンテレホット借へ
入る上ハ、差構ふ事おしと雖も、残り荷物等何
と、藏入とふさぐ、直に賣捌方をあはし船ハ、其船中
へ番兵をつけ置き、荷物困所の口々へハ、封印と
おし置、出入と検査と、
軍艦商船とも來意明ある時ハ、其船の乗組人数
等、上陸遊歩する等随意あり、尤も仮令ハ、荷物等
ハ、所持せしむる、波戸場よりハ、上陸する能なき
の法則あり、

軍艦に於てハ、港の運上へおしと雖も、商船に於
てハ、一口ストに就て、三十二セントと出はしな
り、
出港税とつるりのハ、別は無之と雖も、藏より船
へ荷物と積込む片ハ、必を改と乞ふ、又港内を於
て、他の船より、荷物を買受、自分船へ積込片は
陸揚を藏入等ハ、おさぐと雖も、税銀と出はしの規
則あり、

港内碇泊の时限ハ、六ウエーキ我四十と定む、此
时限と過ても出港せざる片ハ、定式の他は、税銀

と取立る規則ありと云ふ

佛國自用品税取立方有無の事

各國より差遣き公使の荷物ハ、府内に入ると改
所は於て別段改さるる故、入税も又ありあり
當國に於てハ、入税のこゝとて輸出の税ハ、取立さ
るる故、自用品に至りてハ、素より税法之ありと
ありと云ふ

輸入税の内たりとも差戻は税行り、仮令ハ羅紗
織立へき毛類と、他國より輸入するハ、定例
の税銀を取立、請取の證書と与へ置くあり、扱

追て之と羅紗織上て、之と他國へ輸出するま
いと許へ先々納むる税銀の受取書と持参する
ハ、之と證據として、最前の税銀ハ、残るは差戻
は規則ある由あり、故に随て物價も下落をとい
ふ、

前條の法ハ、他國より数多の品物と輸入し、之と
此地を製作し、又他國へ移し輸出するハ、商
買の道盛大なる趣意あり、如斯法と設多あり
あり

佛國運上所の事

佛國に於てハ、各國の商船諸港へ入津せんとき
る前ハ先沖込^{オキ}込^{オキ}て一旦投錨^{オキ}する規則あり、故ニ
各國商船入港する前、沖込^{オキ}込^{オキ}と投錨^{オキ}する中ニハ、其
筋の士官罷越、惡病等の有無を取調へ、愈^ナ流行^ナ病
等ハ、無^ク之^レ様子あり、其後四五日と過て、入港と
差許^ス法則あり、

各國商船の仕出し場所ニ寄てハ、惡病等と
ハ來り^テ終^ルり^テ故能^ク之と改め、萬一船中
病者等ありハ、十日乃至十五日ハ、沖合ニ差置
き、弥々傳染病等ハ、之^レを以^テ様子と見届くる^ル

あり、

皇國に於ても、旧幕府時代健固状と差出させ
る^ル一^ツり、

商船入津する片ハ、船名、船主、荷主、旅客等の姓名、
乗込人数、又積荷の諸品、及び噸數番号、仕立^シ場
所の地名等と、精細ニ書面^シし、之と運上所へ
差出^ス此書面ハ、仕出し場所在留の佛國コンシ
ニルの奥印^{オウイン}と置^キたる物あり、

右の書面と運上所へ差出^ス片^ハ、同所の士官
船中へ罷越、一々相改、萬々一書面と相違の笑^{ワケ}ハ

る片とく、船中の積荷ハ、一切取揚るゝあり、又出帆レ、入港する所の船々より、別段手数料等と出さざるゝハ、一切あるゝとす。

積荷ハ、入津次第商人等相對と以て取引とふし、荷主、船主ハ、積荷の諸品賣捌次第、代金と受取て直不出帆ハ、買主の方とすハ、何等の品々と、買受多る由と、運上所へ逐一届置き、右品々と賣出は片と、至て、定式の輸入税と、買主より運上所へ納む。

但し輸入税ハ、荷主より差出は苦あれども、荷

主、買主の相對と以て前文の如く、取扱ふといふ。

各港と於て、荷物を陸揚し、エンテレホット藏借へ入置るハ、引合する品々も、速速に賣捌方とありとす。若し至急に相手あるは、差差支るゝ故、荷物藏と取建置く者も、税税銀と於てハ、賣上の上あつてハ、出さるゝとす。仕出し場所よりの積荷の品書ハ、其地の在留コシユル、奥奥印とある法則あれども、場所と寄り、在留のコンシユルなき地と於てハ、其政府より

他國在苗のコンシユルへ、商人取扱方と、兼々訛
し置く事あり故、左様あり場所より、仕出は荷物
品書の奥印ハ他國在苗のコンシユル、奥印とふ
はとゞふ、
軍艦商船の差別なく、自用品の入税と取立ると
ハ一切おしとゞふ

開知新編卷之九 畢

開知新編卷之十

東京

橋爪貫一 纂輯

葡國運上所の事

葡國^{ポルトガル}は於て貿易盛大あり、港四つあり、第一ハリス
ボン、第二ハオポルト、第三ハロウケラ、第四ハセ
ーハルあり、此内リスホンの地ハ、尤も商法盛大
なり、右商法と司る、ミニストル一人あり、之ハ
國産及び諸器械、百工の製造とも總督に、又此次
に諸器械と司るセテラール一人、商買兵に國産

の事と扱ふ、セ子ラール一人けりて、之ハ又金銀
其他鑛業、田畑、農具等のトとも兼るトして、右兩
セ子ラールハ、兩局と別き、其局中ふ於て、農業租
税のトとも議をとりし、
輸入する諸物と於てハ、税納りれと輸出する諸
物の税を、當今廢止しあり、之ハ自國とて、輸出税
と取立、他國先々と於て輸入税と納る片ハ、諸物
品の價格外と増して、自ら商買不景氣とあり、隨
て國産等の捌方とも響くト故、益々何品と寄ら
ぬ、輸出税ハ、取立する規則と定まりしりし

當國と於てハ、煙草と乱りと賣買するトと禁は
るトおそ、其商人ハ、組合と定む、其内と引受人あ
つて、之と輸出する片とハ、其者一と手とり買入
右の税ハ、商人方りて心得、賣主よりハ、別段税銀
と納り、又此税ハ、一個年間千萬フランク凡我
三十三万三千三百三程ありしりし、
十三兩一分銀五文
輸出品の内、酒ハ尤も多分ありしりし、多く輸出を
る片ハ、全國中の潤澤とある事故、之又輸出の税
ハ取立するトあり、
租税中毛類ハ、尤も高料ありしりし、一キロ

乗出さるる者、若し港内に於て、萬々一船の損傷を
受たりしとすも、一切差構をさるる事あり、又水先案
内の者、乗込居りて、萬一船の損傷をさるる事あれば、
政府より右の修復料へ、委く差出はる事あり、
水先案内の賃銀へ、一噸に付三フランク一凡我金
朱銀五分あり、尤も賃銀へ、残らば政府へ納め、右水
先案内を勤る者等へ、政府より於て人撰の上給料
を渡はる事ありとす。

和蘭國水先案内の事

恩斯德爾敦和蘭都府の水先案内へ、英吉利國と同し

く、政府より命し置くる事あり、之も又入港する船
々より、水先案内を乞ふも乞はざるも、水先賃銀
へ差出を規則あり、又此賃銀へ、一トんに付、概畧
二百五十キユルテン凡我金七の割合ありとす。

英國士農商差別の事

士官に進む者へ、其技藝と學術に依り、相當の役
儀へ、政府より命せられ、夫より衆人の建言に寄
り、追々事務執政にも至る事あり、其子孫も
もとより、前同様士官あるものへ、技藝と學術に寄

る一故、全く無能無学たる者ハ、父祖の迹トを襲ヒひ
士官小進ハ事能ク去ル一ハ一代士官を勤た
る家筋ヲ其子孫中ニ多分ハ學術ニ長しシる
者出来シて、大概ハ累世ニ士官ニ多しシとシふ
士官の子孫ニ無能ナル者等ニ於テハ、平人ニ
あるハ、勿論ナあるハあるハ中ニハ相應シ學
術等モありテ、政府ニ於テハ撰シるハへき沙汰
ありテも、其當人ノ存意ニ寄リて、平人ニあるハと
望ミ時ハ、其意ニ寄リせテ、平人トあり、農商ノ何
處ニ屬スるハも、隨意カありトシふ、

士官あるもの、文官、武官の差別あり、一代限り
にて、其當人ノいハる様ノ勤功軍績ありトも、子孫
の内ニ採用スるハ、其程ノ技藝、學術ニ長しシるハ者
ありハ、世録ノ一ハ、一切ハありトなり、
農商の内ヨリ、士官ト命セられル者ニて、父母
養育等ノ為ニ、農商ニ歸シ度旨と、申立セるハ、之又
望ニ任ズるハあり、
總テ士官ニ多シ者ハ、人才、學術等ニ寄リ、政府ヨリ
命セるハ、一ハあるハ、農民、商人等ヨリ、妄リとシ士
官ニ進ビ事ハ、決シて能クあるハ法則ハありトも、近年

追々弊政行われ、農商多りとも、二百ホント金凡六我
兩位より士官の株式と求む者有り、尤も之ハ陸
軍士官ふとも、往々ある一あり、海軍士官もハ、絶
てめ事あり、右ハ全く英吉利国ハ周圍海岸の
一孤島あり、充分ハ海軍小心と尽し、陸軍の方
ハ、自ら行届かざるも、依て、前條の如き惡幣も起
る一あり、

海陸軍士官とも、ふりつるも兵卒より昇進する
一故、農商中志のりる徒ハ、右の兵卒株式と求む
去れハ、公然と出来ざる由あり、故に農商を撰

擧げし程の技藝等もふくし、士官と志以者
等ハ、多く兵卒の株式と買ひ求む由あり、
農民商人の子弟も、少年より学校へ入込、諸術
と修行する所ハ、人物と所能とも由て、學校の頭
より、政府へ申立るも、或ハ衆人の評判より、士官
と命せらるる者有り、尤も右子弟も、官録も望
まぬ全く自己の嗜好より、学校に入り、學術と修行
する者も有り、之等ハ、其學術熟練し、政府より
士官と命せらるる一あり、基より士官の望
等あり者故、辞する一も、差支ふしとあり、

學術と修行と、右ハ士官と罷成多ク志行も
 も貧窮ふして、其志と遂多難き者なり、故又右等
 と教導する救貧学校作り、之を政府、又ハ社中と
 設き、修行の自在に行届様ふる、故又此学校よ
 り追々士官と命せらるる者も、まゝ少くはと
 り、然しふる先づ、貧民中より士官と命せら
 る程又、学問の熟達する者ハ、少しとりふ
 農商より、身元中等以上の者の子弟ハ、銘々衣食
 ハ勿論、諸雜費等に至る迄、差出て修行を、救貧学
 校の方ハ、衣食ハ更なり、諸事全ク、政府或ハ會社

中間の取まかふり、修行の十分ふ出来まは株
 ともあり、
 農民と商人とハ、自然の別なり、士官
 より農商と歸する、當人の申立次第、いつを
 又歸するも又随意ありとりふ、
 農民ハ、銘々所持の田畑より、年々地稅等ハ差出
 せし、耕作まゝハ禽獸等を蓄養する、又付て
 別段の差別もあらず、又政府より差構ふなし、尤も
 耕作せし物品を都府へ運送して、賣捌く、此ハ
 稅銀と出の規則あるも、此稅銀收納方ハ、都

府へ輸入する諸物品と同様して、都府の入口の品物、改所行りて、之を改る并、税銀を取立る、去るうら農民して、直に都府へ持込、賣捌く者ハ、少く、多くハ、商人へ引合て右商人の名目して、市街へ持込税銀を納める故、農民より税銀を納るハ、先づふき姿あり、

農民田畑地稅のトハ、概畧一萬フート凡我一四方して、一個年の地稅、四百ホントより八百ホント凡我二千二百兩と位あり尤も都府より遠隔する所の地、或ハ土地の肥瘦を寄る、又地稅の多

少莫大不違ふ場所行り、まゝ地所の廣狹肥瘦を拘る、凡五百ホント凡我金十位して、購求せし地所の稅ハ、三十ホント凡我金位に當るとり、農民所持の地所へ、作り立る物に付てハ、何品不ても、差構ふしと雖も、右作り立る品りの豊凶に依て、諸物價の高低の差異行り、之に随て、税銀の取立方も違ふ、故、何品ふても、一時賣捌方宜しくても、片寄作立る共、格別の利益もあらず、下故、農民等の作り立る物ハ、就きも自然平當の姿ある由あり、

商人ハ、都府其外いつきも、地面家作も自分
購求し、住居するものあり、又ハ地主、家主等
り、右地面、家作等と、借受多て、住居し、商賣と
る者も、われも、政府に於て、何渡世をあるも
差構更あり、然し、酒屋及ハ珈琲店ハ、政府
の免許と得られハ、開店も、能く、右ハ全く上
下人民等、飲食の爲め、心志と乱し、勤務と惰ら
ざる様との、従来の通法あり、然るも
近年ハ、追々最前官許を得し者等の出店あり
唱へ、新規に珈琲店或ハ酒店等を開く者あり

農商のりきも差別ありと雖も政府に於てハ、區
別せし、年々年未に至り、一度ハ、戸籍を改め
るべきハ、國中、人別の多寡ハ、明細あり、不
り、既ニ倫敦、近年の所と三四十年前、比
較する、片ハ、三分の一、も人口増益あり、

英國反射爐の事

英國レ、パ、ラ、ト、レ、ト、ホルス、ズ、キ、ス、と唱ふる
反射爐ハ、ウ、レ、シ、名、ある、大、砲、鑄、立、所、中、に、其
造法ハ、長さ十四フート、三インチ、凡、我、一、丈、四、高

さ、五フート、六インチ、四我五八分、一、外部ハ、厚
き二インチ、寸凡六分、の鉄板、一、圍、此内ハ、厚九
インチ、寸凡七、煉火石、一、積立、あり、
石炭、燒、場、ハ、横、四フート、四インチ、寸凡三、四、尺、長
三フート、六インチ、寸凡四、我、八、分、り、其内、石炭、を
受、為、二、二、インチ、寸凡六、分、角、の鐵、十七、本、を、渡、し、
下、方、の、地、盤、ハ、其、長、九、フート、三、三、インチ、寸凡九、
分、横、四、フート、四、四、インチ、寸凡三、我、四、尺、深、三、フート、
六、六、インチ、寸凡四、我、八、分、と、掘、下、多、多、り、
室、中、鉄、を、燒、く、所、ハ、長、五、フート、七、七、インチ、寸凡五、尺、我

五、分、横、四、フート、四、四、インチ、寸凡三、我、四、尺、り、下、方
六、分、ハ、硯、を、厚、一、フート、七、七、インチ、寸凡五、我、六、分、鋪
あり、夫、より、長、六、フート、九、九、インチ、寸凡六、我、三、分、
煙、管、の、際、至、る、此、管、の、下、方、ハ、内、法、一、フ
ト、六、六、インチ、寸凡四、我、八、分、四、方、一、厚、九、九、インチ、寸凡
二、七、分、煉、化、石、を、以、て、築、く、其、高、三、フート、六、六、イン
チ、四、四、我、八、分、り、煙、を、出、為、の、煙、管、ハ、厚、一、フ
ト、五、五、インチ、寸凡四、我、寸、の、鐵、板、を、張、立、て、惣、長、さ、五
五、十、フート、五、五、尺、圓、徑、六、フート、六、六、尺、我、あり、又、鉄、風
呂、の、内、に、水、を、入、り、所、り、之、ハ、石、炭、の、火、氣、煙

管のり、技多出るより、自然蒸氣の用とあし蒸
 氣槌打器械の助多とあし、最大重量の鉄をも容
 易に鍛練し、大に人力を省き、甚く便利なるべ
 り、
 反射爐の前面に鉄を出入する口あり、幅三フ
 ト、九インチ、七寸、三寸、高さ三フット、六インチ、
 三寸、八分、一、二、此口より、鉄蓋と鎖し、鉄の釣具の
 分銅と仕掛多し、開閉と自在なるは、又次に石炭
 と入りし、為し、幅三フット、三寸、高さ一フット、
 一、二の口あり、又前より、石炭の入り安き為し、長さ

三フット、九インチ、七寸、三寸、高さ二フット、二、
 鉄の棚とありあり、

開知新編卷之十終

開知新編外編

此書ハ、前ノ洩ルル一ハ、言ふも更アリ、蒸氣車、傳信機、等其他種々ノ器械ノ造法ト拳多、又全圖、取離シ多々圖等ト、深切ニ著レ一目ヲ以テ、諸々ノ器械ト、製造スル一ノ、容易ニ出來ル書アリ、

編ト續テ著レ所ノ諸器械ノ造法ハ、ハフ連モ我試験トヘタル一ノ、と多シハ、萬一ハ、此書ニ仍テ多シ能ク多シ君等ハ速ニ礪川金富町柳烏橋前へ尋ね給へ

橋爪貫一誌

官許

明治二己年十一月彫成

橋爪氏藏板

發行

書肆

| | |
|------------|--------|
| 大坂心齋橋通東大寺町 | 伊丹屋善兵衛 |
| 同 心齋橋通北久米町 | 河内屋源七郎 |
| 同 心齋橋通南後町角 | 近江屋平助 |
| 京都東洞院三條通上 | 村上勘兵衛 |
| 東京芝神明前 | 岡田屋嘉七 |
| 全 日本橋通二丁目 | 山城屋佐兵衛 |
| 全 小石川大門町 | 鷹金屋清吉 |
| 全 本石町二丁目角 | 梶屋喜兵衛 |

